

平成28年度法人運営について

【はじめに】

今年で社会福祉法人ひかりが法人認可を取得してから16年を迎えることができました。しかし、この間障害福祉関連法が目まぐるしく移り変わる中、その度に右往左往しながら何とか事業を運営してきたのが実情です。その中で現在社会福祉法人に変革をもたらす「社会福祉法の一部を改正する法律案」が国会で審議されています。この法律が改正された場合を想定して、定款を始め各種規程等の変更、役員組織の変更、事業運営の透明化と財務規律の強化、公益的な取り組みの責務など様々な事柄について、検討を重ねていきます。私たちはこのような情勢の中、改めてひかりの利用者を始め障がいを持つ人たちとその家族の方々の生活が少しでも充実したものとなるよう事業を展開していくことが求められています。

平成30年（2018年）に、前身である大阪ひかり作業所が開所してから40周年を迎えるにあたり、今年を入れた3年間を準備期間として40周年記念事業に実施に向けて検討していきたい。

1. 組織体制

■理事会・評議員会について

①開催時期の定例

事務及び会計等の習熟に一層努力し適正な時期に開催できるよう準備していく。

▼定期開催の時期

◎第1回理事会・評議員会

日程案…平成28年5月23日（月）～27日（金）

内容…平成27年度会計決算、事業報告、監事監査報告等の提案 など

◎第2回理事会・評議員会

日程案…平成29年3月初旬～中旬

内 容…平成29年度会計予算、事業計画など

②不定期開催

理事長が招集または理事総数3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合開催します。

③開催日の調整

各理事の皆様にも上記定例開催の時期を確認していただき、その上であらゆる側面から状況を把握し、出席していただき易い日程を調整していきます。

■各検討委員会の継続

平成27年度に引き続き検討委員会を継続し具体化を図っていきます。

①日中支援事業検討委員会

②暮らしの支援事業検討委員会

③40周年記念事業検討委員会

■法人事務局について

理事会の決定に基づいて取り組まれている様々な事柄について、その時々課題に対して検討していくとともに、理事会に提案する議案を整理していく。

◎開催時期について

毎月1回開催できるよう定例化を計ります。

2. 関連組織との連携

- 家族会：家族会は利用者の家族で構成し独自性を尊重し、家族の親睦や情報交換の場として、そして法人・施設の連絡や情報開示の場としていき、相互理解に努めていきたい。
- 後援会：後援会は社会福祉法人ひかりの支援を目的に地域の個人・団体に構成されている組織であり、今後も良好な関係を維持していくとともに、組織間の対等、平等、連帯の強化に努めていきたい。

平成28年度事業計画

【方針】

- 1、利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう生活支援（排泄や食事等）や創作活動（自治会やクラブ活動等）及び生産活動の機会の提供やその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- 2、地域との結びつきを重視し、明るく開かれた事業所として地域社会（町会、支援事業所、保健医療サービス等）との連携に努めるとともに、障害者に対する理解を広めていきます。

【事業所の所在地】

■所在地：大阪市生野区田島5丁目11番26号

【具体案】

1、定員 20名

2、支援内容について

■生産活動

利用者の障害状況や身体状況に合わせて生産活動に取り組んでいきます。

▼1階作業班：①アルミ缶・古本の回収と分別 ②軽作業

▼2階作業班：①主に革工芸・ビーズストラップ等の作成と販売 ②軽作業

■余暇・創作活動

▼自治活動の取り組み

▼外出の取り組み

▼クラブの取り組み

■生活支援

▼生活支援（食事支援、排泄支援など）

▼健康管理（健康診断の実施、基礎身体測定の実施など）

3、日課予定

■日課

午前9時～	9時50分	登所及び朝の会	
	9時50分～12時	作業	
午後12時～	1時	昼食・休憩	
	1時～	2時	作業
	2時～2時10分	休憩	
	2時10分～3時	作業	
	3時～	4時	反省会、休憩

■週間

曜 日		午 前	午 後
月曜日		作 業	作 業
火曜日		作 業	作 業
水曜日	第 1・3	作 業	自治活動
	第 2・4	作 業	作 業
木曜日		作 業	作 業
金曜日	第 1・2・3	作 業	作 業
	第 4	外 出 の 日	
土曜日	第 1・3	開 所 日 (クラブ活動他)	
	第 2・4	休 み	
日曜日		休 み	

平成28年度事業計画

【方針】

- 利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し短期的に支援を提供し、日常生活上及び日中活動の援助を行います。
- 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に行っていきます。

【事業所の所在地】

- 所在地：大阪市生野区田島5丁目11番26号 大阪ひかり作業所内

【具体案】

- 利用定員…2名

■支援内容

- ◎利用者に対する相談
- ◎健康管理・金銭管理の援助
- ◎食事の提供と援助
- ◎余暇活動の支援
- ◎排泄の援助
- ◎日常生活に必要な援助
- ◎各種保健医療・福祉サービス提供者等との連絡・調整

■日課

- 午前 9時～10時 登所、朝の会
- 10時～12時 作業（休憩含）
- 12時～13時 昼食・休憩
- 午前 13時～15時 作業（休憩含）
- 15時～16時 反省会
- 16時 退所（ただし状況により17時まで延長可）

■職員

大阪ひかり作業所職員が兼務

■支援体制

大阪ひかり作業所と共同・協力していきます

2. 週間

曜 日		午 前	午 後
月曜日		作 業	作 業
火曜日		作 業	作 業
水曜日	第 1・3	作 業	自治活動
	第 2・4	作 業	作 業
木曜日		作 業	作 業
金曜日	第 1・2・3	作 業	作 業
	第 4	外出の日	外出の日
土曜日	第 1・3	開 所 日 (クラブ活動他)	
	第 2・4	休 み	
日曜日		休 み	

■職員…大阪ひかり作業所職員が兼務

■支援体制…大阪ひかり作業所と共同・協力して支援していく。

平成28年度事業計画

【方針】

- 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。
- 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

【事業所の所在地】

1、共同生活援助を行う主たる事業所の所在地

名称：ひかりのおひさまハウス 所在地：大阪市生野区中川五丁目8番11号

2、共同生活援助を行う共同生活住居の所在地

1) 名称：ひかりのおひさまハウス 所在地：大阪市生野区中川五丁目8番11号

2) 名称：にじいろハウス 所在地：大阪市生野区田島五丁目3番18号

【具体案】

■支援内容

- ①利用者に対する相談
- ②健康管理・金銭管理の援助
- ③食事の提供と援助
- ④余暇活動の支援
- ⑤排泄の援助
- ⑥入浴援助
- ⑦財産管理等の日常生活に必要な援助

■日課（予定）

午後 16時00～18時00	ホーム帰宅・各部屋の整理・自由時間・夕食準備
18時00～19時00	夕食・片づけ
19時00～21時00	お風呂・自由時間
21時00～	各部屋で就寝
午前 7時00～7時30	起床
7時30～9時00	洗顔・朝食・片づけ・自由時間
9時00	出勤

■定員

- ◎ひかりのおひさまハウス 4名
- ◎にじいろハウス 8名

■支援体制

社会福祉法人ひかりが運営する大阪ひかり作業所と共同・協力して支援していく。

平成28年度事業計画

【方針】

- 1、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 2、特定相談支援事業の運営に当っては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。
- 3、特定相談支援事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、計画作成対象障害者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

【事業所の所在地】

■所在地：大阪市生野区田島5丁目11番26号 大阪ひかり作業所内3階

【具体案】

- ①利用者の日常全般に関する相談
- ②アセスメントの実施
- ③サービス利用計画案の作成
- ④サービス担当者会議の開催
- ⑤サービス等利用計画の作成
- ⑥継続的なモニタリングの実施

【相談日及び時間】

■相談日

月曜日～金曜日

土曜日（ただし第2、4土曜日は休み）

■相談時間

月曜日～金曜日 午前10時～午後6時

土曜日 午前10時～午後4時

【支援体制】

■管理者 1名

■相談支援員 1名

